

# みとよ 農業委員会だより

第21号

令和6年8月1日



～大きく育て!  
さぬきのめざめ～

山根 星来さん  
太樹 さん (豊中町)

編集・発行

三豊市農業委員会

〒767-8585

三豊市高瀬町下勝間2373番地1

TEL. 0875-73-3046

# ごあいさつ

三豊市農業委員会

会長 堀江博



「みとよ農業委員会だより第21号」の発刊に際し、「ごあいさつを申し上げます。

次第に足や腰が痛くなり十分動けなくなつた。これまで使つてきた農業機械が古くなつて修繕することが多くなつた。肥料や燃料が高くなり農業生産費用を支払うと利益が残らない。野菜価格が高かつたのは少しの間で、いざ出荷の段階になれば元の価格に戻つてい
 た。

少しでも長く農業に従事しようとすることや、若い人たちが自分の生涯をかけて「農業」に取り組もうとする環境は次第に悪化してしまいます。いくら理想や計画を提案業へと動かすトリガーハーは、現実の姿です。

規模拡大に対する支援、近代化に対する支援、スマート化に対する支援、価格安定に対する支援、

子育てに対する支援、様々な支援メニューが示されていますが、「支援」はあくまで時限的なものです。

現状を分析し、長期的に安定できる持続可能な自分の経営を思い描くとき、これらの支援制度はプログラムできるものなのか、もちろん各種支援制度は拡充されるべきですが、本来の姿は農業という経済行為の中で得られた収入によって経営が安定し発展できることです。

農業の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」が四半世紀ぶりに改正されました。世界における我が国の状況、地球温暖化と環境の変化、食料安全保障などの内容が盛り込まれたものとなつていています。

農業委員会といたしましては、多様な現場を直視し、委員一丸となつて農業と地域の発展に取り組む所存でございます。今後とも、変わらぬご理解とご協力を願いし、ごあいさつとさせていただきます。

## 表紙の扱い手さん

香川県を代表する野菜の定番となつた、アスパラガスの「さぬきのめざめ」。今回取材した山根星来さんは、さぬきのめざめの栽培に取り組む若手農業者。現在就農2年目を迎え、夫である太樹さんと共に奮闘中です。

実は美容師でもある星来さんと太樹さんは、「今使つている農地は、元々祖父が管理していました。農地をそのままにしておくんだつたら、自分で何か栽培して農地を活用したいと考えました。」と星来さん。市内で大規模にアスパラ栽培を手掛ける農業法人のもとで1年間の研修を経た後、農業と美容師の二刀流の日々が始まりました。

「実際に農業を始めてみて思つたことは、とにかく時間が足りないことです！どんどん伸びるアスパラの収穫に追われる中、一緒に草もどんどん伸びてきます。手が回らないことが多いですが、収穫したアスパラを見ると、うわあ！立派に育つたなあと感動しています」と、大変な中でも充実した日々を送っていると言います。「美容院のお客様で農業をしている方から、情報をくれたりアドバイスを受けたりすることもあります」と、農業と美容師の意外な相性の良さも話してくださいました。

「農業をする中で大事なのはめげない心。失敗もたくさんあります。先輩農業者からのアドバイスを生かして、今後はもっと収量を上げていきたいです！」と語ってくれた山根さんご夫妻。前向きに頑張る扱い手さんを、これからも応援しています！

## ～農業と美容師の一円流～



植えたばかりのアスパラ。  
最初はこんなに小さい！

# 農業委員と農地利用最適化推進委員を 推薦・募集します

## ①要件

### ●農業委員

農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事務（農地の貸借や許認可、農地転用の意見決定、担い手への農地利用集積、耕作放棄地の発生防止・解消など）を適切に行うことができる者

### ●農地利用最適化推進委員

担当区域で、担い手への農地利用集積、耕作放棄地の発生防止・解消などに熱意と識見を有する者

## ②定数

### ●農業委員 24名

### ●農地利用最適化推進委員 68名

活動を希望する区域別人数は下記のとおりです。

高瀬町	山本町	三野町	豊中町	詫間町	仁尾町	財田町
20名	9名	9名	11名	6名	4名	9名

## ③募集期間

令和6年9月2日(月)～9月30日(月)

## ④推薦・応募の方法

適任と思われる方を、本人の同意を得て3名以上もしくは団体代表者名で推薦、または自らの応募により、令和6年9月30日(月)までに三豊市農業委員会事務局へ所定の書類を提出してください。

推薦または応募のための書類等の詳しい内容については、三豊市農業委員会事務局へお問い合わせください。





## 農業委員会活動レポート

### 5/16 三豊市農業委員・農地利用最適化推進委員研修会

5月16日(木)、三豊市農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催されました。香川県西讃農業改良普及センター、(一社)香川県農業会議、(公財)香川県農地機構を講師に招き、地域計画策定のための話し合いに向けた三豊市での現在の取り組み状況をはじめ、令和7年4月からの、農地機構を介した農地の貸借への一本化に向けた制度改正に関することなどの研修が行われました。

法律の改正に伴い、三豊市における農地を取り巻く状況も大きく変わろうとしています。三豊市の今後の農地利用に向けた取り組みについて、理解を深める機会となりました。



### 2/27 農業女子交流会

コロナ禍で中止していた農業女子交流会が、財田町のアンファームで4年ぶりに開催されました。(株)アンファームの広大な果樹園見学のあと、同社員の橋本純子様から「非農家からの移住就農～チャレンジの先に見えるもの～」と題してお話をいただきました。

ランチタイムでは、橋本様も一緒に、今後の農業経営のことなど活発に意見交換が行われ、女性農業者同士のネットワークづくりにつながりました。

### 経営発展と豊かな家庭生活のために

3月14日に、大西さんご家族が家族経営協定に調印しました。市農業委員会会长職務代理者と香川県西讃農業改良普及センター所長の立ち合いのもと、和やかな調印式となりました。

今後の円満で安定した経営に期待します。



大西さんご家族

#### 家族経営協定とは？

家族で農業経営にたずさわる各世帯員が、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて取り決めるものです。

#### 家族経営協定のメリット

- ・家族内の役割分担が明確になり、仕事の効率化が期待できます。
- ・農業経営とプライベートにメリハリが生まれます。
- ・次世代への引き継ぎがスムーズになります。
- ・認定農業者の共同申請や農業者年金の国庫助成などが受けられます。

## 農地の管理は適切に！

農地の所有者には農地法によって農地を守る義務が定められています。

耕作放棄された農地は雑草が生い茂り、

- ・害虫の発生
  - ・雑草の種の飛散
  - ・イノシシ等の有害鳥獣の隠れ場所
  - ・ごみの不法投棄
- などの原因になってしまいます。

農地は耕作や保全管理をせず、放置したままにしておくと農地としての復旧に大きな労力と費用がかかり、今後、貸したり、売ったりすることが困難となります。また雑草が生い茂ることで、近隣の農地等にも悪影響を及ぼします。

農地の所有者の方（所有者がお亡くなりになっている場合は相続人の方）は、年に数回、草刈などをまいりましょう。また、農地を荒らしてしまうと固定資産税が上がることがありますので、ご注意ください。

農地のことご相談などがありましたら、農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にお問い合わせください。

## 農業機械に付着した土は速やかに取り除きましょう

耕起、代かき、田植えなどの作業後、農業機械が田畠から公道へ出ると、付着した土が落ちてしまうことがあります。公道に落ちた土をそのままにしていると、通行等の妨げとなる場合がありますので、そのままにせず速やかに取り除くようにしましょう。

## 農地を次世代に引き継ぐために

高齢化や人口減少により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。これまで地域の皆さんが守ってきた農地を次世代に引き継いでいくために、今が地域の皆さんで地域農業の将来を話し合う大事な時です。

令和5年4月、農業経営基盤強化促進法が改正され、「将来の地域農業のあり方」や「10年後の耕作者」を記した、「**地域計画**」を制定していくことが法律で定めされました。

地域計画は、地域の農業者（農地所有者や耕作者）、市や県の職員、農業委員などによる**地域の話し合い**により策定します。三豊市では、地域計画策定に向けた話し合いを行っています。地域の農地を守るために、ぜひご協力を願います。



財田地区における話し合いの様子

# “もしも”の経営リスクに 収入保険で備えましょう!

令和5年度県内 1,245 経営体が加入!!

青色申告を行っている農業者の3人に1人が加入しています。

収入保険は、青色申告をしている農業者が加入でき、自然災害による収量減少や価格低下を始め、けがや病気で収穫ができないなど、経営努力では避ることのできないさまざまなリスクによる収入金額の減少を補償します。農業者が1年間に生産し、販売する農産物の販売収入全体が対象となり、補償金額のもととなる基準収入金額は、過去の平均収入金額と保険期間中に見込まれる農業収入金額によって算定されます。支払いは、1年間の収入が基準収入金額の9割を下回った時に、下回った額の9割が補てんされます。

収入保険は国が推進する政策保険ですので保険料は50%、積立金は75%の国庫補助があります。保険料は最大9回に分けて納付することができ、経費として損金算入できます。

また、令和6年からは、金銭的負担が少ない「保険方式のみ」の加入タイプが追加されたり、青色申告1年目から加入できるなど、しくみの見直しも行われ一段と加入しやすくなりました。**安心して経営を続けていくために是非 収入保険への加入をご検討ください。**

農業共済組合では保険料や支払われる保険金のシミュレーションや収入保険制度の詳しい説明など加入に関するサポートを随時実施していますので、お気軽にお問い合わせください。

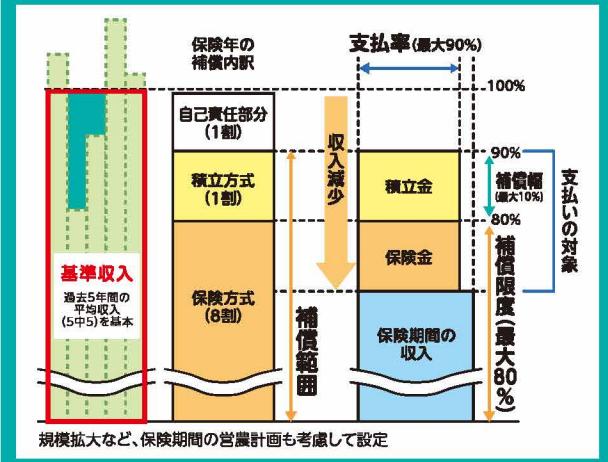
## 【お問い合わせ先】

香川県農業共済組合 三豊支所

〒768-0022 観音寺市本大町1378-3  
TEL 0875-25-2482 FAX 0875-25-5149

## 収入保険の補てん方式と支払いのイメージ

5年間の青色申告実績があり、最大の補償割合を選択した場合



積立方式なし(保険方式9割)の選択もできます。

NOSAI 全国連 インターネット申請



## 全国農業新聞を購読しませんか

充実した農業・農村の情報をお届けします。

### 【購読料】

月700円、年8,400円 (送料・消費税込)

※電子版(月500円)もあります！

### 【お申込み】

三豊市農業委員会 (TEL 0875-73-3046)

または農業委員、農地利用最適化推進委員へ

見やすい!  
わかりやすい!  
紙面を追求して  
週1回発行  
しています!

毎週金曜日  
発行

全国農業  
新聞



購読者確保数全国1位となりました!

三豊市農業委員会の 堀江 博 会長が、一般社団法人全国農業会議所から令和5年「全国農業新聞表彰 (情報活動特別功労賞)」を受けました。この表彰は、全国農業新聞の普及推進のため多くの購読者を確保した方に授与されるもので、堀江会長は全国1位として表彰されました。今後も農業委員会活動の重要な業務として、全国農業新聞の普及活動に取り組んでいきます。

# 「地域計画」に基づく、 新たな農地の貸借のしくみが始まります

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が、令和5年4月から施行されました。これに伴い、農地機構を通じた農地の集積は、地域の話し合いにより作成される「地域計画」に基づいて行われることになります。

貸したい農地を地域で検討して、地域の担い手となる農家や新しく農業を始めたい方などへ、農地機構を介して貸し付けます。

あなたの大切な農地を、次の担い手へ託してみませんか。

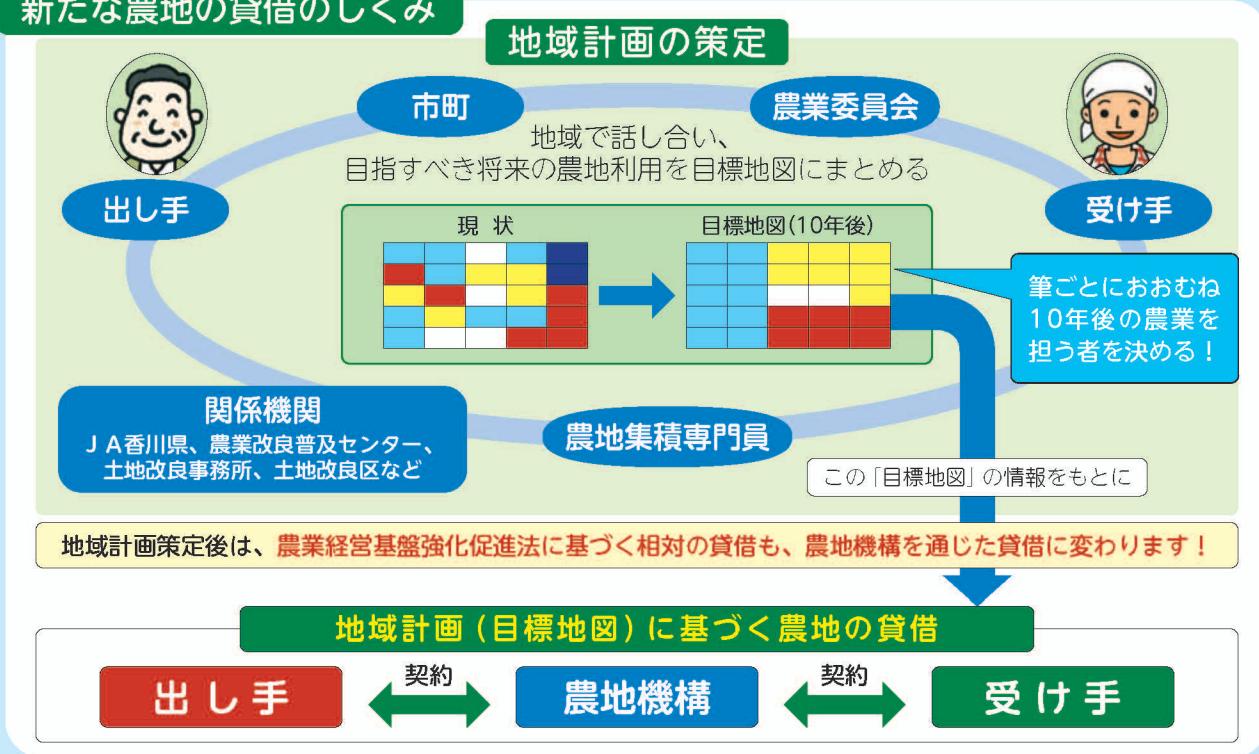
## 農地機構とは？

農地を貸したい農家（出し手）から、農地の有効利用や担い手（受け手）へ農地の集積と集約化を進める組織です。香川県では、公益財団法人香川県農地機構が県知事からの指定を受け、各市町駐在の農地集積専門員が担い手への農地集積を進めています。

## 地域計画とは？

地域の将来の農業の在り方や目指すべき将来の農地利用の「目標地図」等を耕作者、地権者のほか関係機関（市町、農業委員会、JA、農地機構等）が参加して検討します。

## 新たな農地の貸借のしくみ



### ■お問い合わせ先 公益財団法人 香川県農地機構

〒761-8078 高松市仏生山町甲263番地1  
TEL 087-816-3955

三豊市農業委員会事務局内に農地機構の  
農地集積専門員が駐在しています。

お気軽にご相談ください！

TEL 0875-73-3046(三豊市農業委員会事務局内)

農地集積専門員



藤田 里江



小山 剛史

# 若い農業者の皆さん！ 自分の老後を自分で守れますか？

**NOUNEN**

農業者の年金は、サラリーマンとは違い公的年金の一階部分である国民年金のみです。

厚生年金を受給するサラリーマン並みの年金を確保するには、自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として、農業者には**農業者年金**があります。

農業者

サラリーマン

**農業者年金**

**厚生年金**

2階部分

1階部分

**国民年金（老齢基礎年金）**

## 農業者年金なら…

▶ 保険料は自由に選べる！（2万円～6万7千円、千円単位）

さらに、35歳未満であれば、**1万円からでも加入可能！**

▶ 認定農業者で青色申告者等には、**国庫補助で手厚い支援！**

1万円の自己負担で**2万円の積み立てが実現！**

▶ 自ら支払った保険料は、**全額社会保険料控除**の対象！

その他にも、**税制面で優遇措置がある！**

加入できる方の要件は以下のとおりです

国民年金  
第1号  
被保険者

※国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上  
農業に従事

65歳未満

※60歳以上65歳未満の方は、国民年金の任意加入者

積立貯金の感覚で  
はじめてみませんか



詳しい内容やご相談については…

三豊市農業委員会(TEL 0875-73-3046)、JAにお問い合わせください。

農業者年金基金



<http://www.nounen.go.jp>

